



瞳 きらきら 楽しい学校生活

美深小学校入学式 直前の風景（4月6日）

BIFUKA 2006
（平成18年） **5**

●まちの動き（3月末現在）

人口／5,498人（-71）・世帯数／2,464世帯（-17）

ホームページアドレス

<http://www.town.bifuka.hokkaido.jp>



資源を大切に—この広報誌は再生紙を使用しています。



▲運動機能向上教室でリハビリに励む高齢者

4月1日から

介護保険制度

が変わります

平成18年4月から、改正・介護保険制度が始まります。
 今回の改正の主なポイントは、高齢者が要介護状態とならないための予防対策を重点に掲げた「介護予防の強化」です。
 本町でも、第三期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が策定され、高齢になっても住み慣れた自宅で、自立した暮らしを続けることができるよう支援を行っていきます。
 今月は、改正・介護保険の概要と介護予防の事業内容についてお知らせします。

改正その1

介護保険の
認定区分が
変更されます

介護サービスは、心身の状態からどの程度の支援や介護を必要とするかを判定し、段階に応じた介護サービスを利用できる制度です。今までは介護度が軽度の「要支援」、重くなるにつれ「要介護1〜5」の6段階に分類されていましたが、今回の改正で、『要支援1』『要支援2』という新たな区分が設けられ、これまで

6段階だった区分が、7段階になりました。
 より細分化することで、改善を期待できる度合いの要介護者への門戸を開き、機能回復や進行を遅らせることを目指します。

美深町は、平成19年4月から本格的に実施します。今年度中は、『要支援1』『要支援2』という区分ではなく、『経過的要介護』と認定され、従来どおりの介護サービスを利用することになります。

なお、現在、要支援の認定を受けている方は自動的に経過的要介護になります。

改正その2

地域包括
支援センター
が創設されます

介護保険制度の一部改正により、『地域包括支援センター』の設置規定が設けられました。
 このセンターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、市町

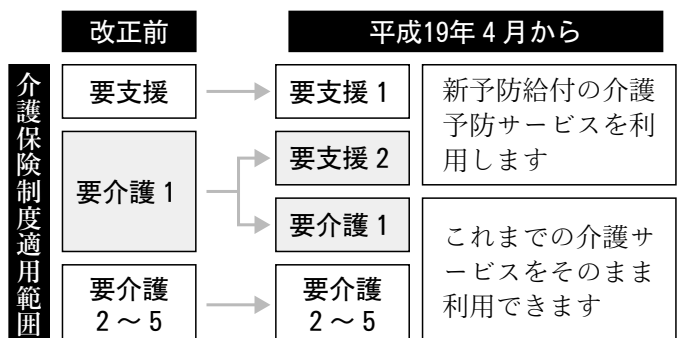
村が主体となり新しく設置される機関です。

ここでは、保健師、社会福祉士、ケアマネージャーなどが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的支援が行われます。

なお、美深町では平成19年4月から本格的に設置されることとなり、今年度中は、保健センターおよび在宅介護支援センターで業務を担当します。

地域包括支援センターが行う主な事業

- ①介護予防ケアマネジメント
介護予防の相談や介護予防ケアプランの策定などを行います。
- ②総合相談・支援など
さまざまな相談を受け、必要なサービスにつなげる「総合的な相談窓口機能、権利擁護機能」を行います。



【各段階別の年間介護保険料】

段階	対象となる方	基準額×割合＝ 年間保険料額
1	①生活保護受給者 ②世帯全員が町民税非課税者で老 齢福祉年金受給者	43,200×0.50＝ 21,600円
2	世帯全員が町民税非課税者であ って、本人の課税年金収入額と合計 所得金額の合計が80万円以下の方	43,200×0.50＝ 21,600円
3	世帯全員が町民税非課税者であ って第2段階対象者以外の方	43,200×0.75＝ 32,400円
4	世帯の誰かに町民税が課税されて いるが、本人が町民税非課税者の 方	43,200×1.00＝ 43,200円
5	本人が町民税課税者で、所得金額 が200万円未満の方	43,200×1.25＝ 54,000円
6	本人が町民税課税者で、所得金額 が200万円以上の方	43,200×1.50＝ 64,800円

改正その3

介護保険料が
変更されます

平成18年度から20年度ま
での3年間、町の介護サ
ビス費用が賄えるように算
出した「標準給付費見込額」
をもとに65歳以上の方の3
年間の介護保険料が左記の
とおりとなります。

介護保険料は従来、所得
状況によって5段階に区分
されていましたが、平成18
年4月以降からは低所得者
への配慮が加えられ、さら
に細分化されて6段階に設
定されています。
また、あわせて地方税法
の改正によって、課税状況
の影響を受ける方の介護保
険料を軽減するための緩和
対策として、3年間の保険
料に段階的設定を行います。

改正その4

地域支援事業を
行います

介護予防のための事業
「地域支援事業」を行いま
す。要介護状態になるのを
予防するために、要介護状
態になるおそれのある高齢
者を対象とした、介護予防
事業が介護保険の事業に加
わりました。
事業内容は下図のとおり
となります。
これらの地域支援事業の
他にも町の保健福祉事業が
あり、該当する方は利用す
ることが出来ます。
詳細については、保健セ
ンター担当窓口までお問い
合わせください。

■手続き・問合せ先

役場住民生活課

保健福祉グループ

TEL 2-1611

(内) 124

【地域支援事業一覧】

事業名	事業内容	利用者負担
運動機能 向上教室	町保健センターにおいて、個々の能力に合わせたりハビリメニューを作成し、運動機能の維持向上を図ります。	1回当たり 100円
転倒予防教室	運動習慣を身につけることで筋力低下を防ぎ、骨折や転倒を予防します。	1回当たり 100円
頭と体の リハビリ教室	レクリエーションなどで脳の活性化や外出の機会、人との交流を図り、閉じこもり・認知症・寝たきりなどを予防します。	1回当たり 100円
生きがい活動 支援通所事業	デイサービスセンターにおいて、日常生活訓練、趣味活動、その他の介護予防に資するサービスを提供します。	1月当たり 2,226円 (利用は週1回まで、 食事代等は別途負担)
生活管理指導員 派遣事業	生活管理指導員を派遣し、日常生活、家事などの介護予防に資する支援・指導を行います。	1月当たり (週1回程度)1,419円 (週2回程度)2,839円
生活管理指導 短期宿泊事業	特別養護老人ホームの空き部屋において、短期間の宿泊生活を通じ、生活習慣などの指導および体調調整などを行います。	1日当たり 500円 (食事代等は別途負担)
配食サービ ス事業	食事調理が困難な高齢者などに対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の健康状態および安否確認を行います。	1食当たり 300円

新入学・新入園おめでとう

大きな希望を

胸にふくらませ

新しい生活が

スタート!



●仁宇布中学校 新1年生6名
山村留学生3名



●恩根内小学校 1名



●美深中学校 29名



●美深幼稚園 30名



●美深小学校 44名



4月から美深保育所で 一時保育と延長保育をはじめました

美深保育所では、保護者の方の就労形態などが多様化していることから、4月から一時保育と延長保育を行っています。

一時保育とは？

保護者の就労形態の多様化、病気や冠婚葬祭、または育児に伴う疲労の解消のため、一時的・緊急的に児童を保育所で預かるサービスのことです。

延長保育とは？

保護者の通勤環境や就労形態の多様化に伴い、保育時間延長の需要があることから、保育所の通常の開所時間を延長して児童を保育所で預かるサービスのことです。

申込み・問合せ先

美深保育所

TEL 2・2510

【一時保育事業】

内 容	①保護者のパート勤務など就労形態によるもの (週3日または月12日以内) ②保護者の病気や事故、冠婚葬祭など緊急によるもの (上限1ヶ月) ③保護者の育児に伴う心理的・肉体的な疲労を解消するなどの私的理由によるもの (週3日または月12日以内)
対 象	1歳から小学校就学前の集団保育が可能な児童
保育時間	午前8時30分から午後5時まで (土・日曜・祝祭日や保育所で行事がある時は除く)
申 込 み	原則として事前に利用申込書の提出が必要です。 ただし、緊急性が極めて高い場合は、口頭で申込み、後日提出することも可能です。
利 用 料	1日4時間までは、一律1,000円。 以後1時間毎に200円追加



【延長保育事業】

対 象	美深保育所に入所していて、保護者の就労による事情等のため保育時間の延長を必要とする児童
保 育 時 間	午前7時30分から 午後7時まで(最大延長)
申 込 み	事前に利用申込書を提出して、登録が必要です。
利 用 料	無料です。 ただし、午後6時を超えて保育を延長する場合は、補食代として1人当たり1回100円を徴収。
補食代の免除	生活保護世帯または町民税非課税世帯で母子世帯や障がい児のいる世帯などに属する場合は無料。
補食代の減額	町民税非課税世帯の場合は半額。

町外の保育園への入所が可能です

保護者の方の就労形態によって、お子様を町外の保育所に入所させた方が便利な場合には、手続きをすれば町外の保育所に入所することができます。

申 込 み	町外の保育所に入所を希望される場合でも、受付窓口は美深町です。 美深保育所に申し出てください。
保 育 料	保育料は美深保育所の金額になります。 町外の保育所に入所しても、保育料は美深町から請求され、支払いも美深町で行います。
そ の 他	相手方の保育所の状況などもありますので、確実に入所できるとは限りません。 また、相手方の市町村と委託契約を結ばなければなりませんので、実際に入所が決定するまで若干のお時間がかかります。

■問合せ先／美深保育所

保育所を入所 退所する方へ

平成18年4月から、保育所の受付窓口が役場から美深保育所に変更されます。
入・退所の手続きやその他のお問合せなどは、美深保育所TEL 2 - 2510まで

役場の業務担当者が変わりました

美深町人事異動

(4月1日付)

4月1日付け人事異動が次のとおり行なわれましたので、町民の方にお知らせします。

今回の人事異動では新たに教育委員会部局に2つの主幹職を新設しました。ひとつは、平成20年度から実施を予定している幼保一元化に向けての担当職、もうひとつは、昨年北海道教育大学と調印を締結して美深町が進めている、総合型地域スポーツクラブの育成やエアリアル発展に向けての担当主幹を新設しました。

(総務課長)▽副主幹 草野孝治
(総務課副主幹)▽主査 伊東恵子
(出納室主査)▽主査 服部 満
(同課主事)▽主事 福井直人(農業委員会主事)▽主事補 荒井久美子(新採用)

【出納室】

▽副主幹 南坂陽子(農業委員会副主幹)

新採用



あらい くみ子
荒井久美子
(産業施設課)

農業委員会

▽事務局長(産業施設課長併任) 渡辺 進(総務課長)▽副主幹 渡辺美由紀(産業施設課副主幹)

道教育委員会派遣

▽川森功偉(北海道教育委員会上川教育局派遣社会教育主事)

着任



かわもり のりひろ
川森功偉
(教育委員会)

退職

(3月31日付)

町長部局

【総務課】

▽課長 鈴木 豊(住民生活課長兼恩根内出張所長)▽企画グループ

() 内は前職
() 内は併任

【住民生活課】

▽課長 兼恩根内出張所 仁木幸雄
(総務課企画グループ主幹)▽副主幹 山崎義典(総務課主査)▽主査 小林秀文(教育委員会主査)▽主任 清水克成(教育委員会主任)▽主査 川端 健(産業施設課主事)▽主査 佐久間新二(教育委員会主事)▽技能員 森口 篤(産業施設課技能員)

【産業施設課】

▽課長 兼農業振興センター所長(農業委員会事務局長併任) 渡辺 進

教育委員会

▽幼保一元化担当主事 井上秀博
(住民生活課副主幹)▽教育グループ主幹 市名鉄雄(産業施設課副主幹)▽主事 久保元樹(総務課主事)

議会事務局

▽主査 内山 徹(総務課主査)

▽小林裕二(行政改革担当主事)
▽片山高秀(産業施設課長兼農業振興センター所長、農業委員会事務局長)▽伊東武雄(総務課技能員主幹)▽若林玲子(特別養護老人ホーム技能員)▽安達里美(美深幼稚園教諭)

中川郡三商工会が広域連携協議会設立



▲協議会の会長に選出された藤守光治さん

美深町、音威子府村、中川町の各商工会による広域連携組織「天塩川中部商工会広域連携協議会」の設立総会が、3月28日びふか温泉で行われました。

三商工会は、景気の低迷や道・市町村の財政状況悪化による補助金削減、会員減などの厳しい状況を背景に、昨年からの広域連携を結ぶため、研究会を発足して協議を進めてきました。

今後三商工会は、従来どおりの組織形態を維持しながら、広域連携によって、事業や事務の効率化、共通商品券の発行、職員研修などを共同で行いながら、組織基盤の強化を図り、さらには将来的に合併を視野に入れた研究も継続して行っていきます。

なお、新組織の会長には、美深町商工会から藤守光治さんが選出。事務局を美深に置き、今後週二回程度役員が美深に集まり、具体的な協議を進めていきます。

家族経営協定に3農家が新たに調印

美深町農業委員会などが推進する家族内でルールを決めて、よりよい農業経営を行うことを目的とした家族経営協定の調印式が3月23日町役場で行われました。

家族経営協定は、自らの農業経営の発展のため、将来の役割分担、休日、労働報酬などの目標について、家族全員で話し合い、合意の上で文書を確認し合うことで、女性農業者の地位確

立、後継者自立のバックアップ、農業経営の確立支援などを図ることが目的。

今回で2回目となる調印式には、3農家の家族が出席し、岩木町長や北はるか農協の木下組合長などが立会の下、家族内で取り決めたルールについて、協定書に調印を行いました。

調印後、締結農家を代表して鈴木勉さん（恩根内）が、今の厳しい農業情勢に

対し「家族一丸で困難に立ち向かうため、今協定を有意義なものにしたい。」と誓いの言葉を述べ、今後の農業経営に向けて、意欲を示しました。



▲協定書にサインした調印式

カナダ・アッシュクラフト村の女性画家

ジョー・ペティーさんが育成園で絵画教室

国際友好都市提携を結んでいるカナダ・アッシュクラフト村の女性画家、ジョー・ペティーさんが4月5日、美深育成園で園生たちを対象とした絵画教室を開いて、子どもたちに絵画指導を行いました。

この絵画教室は、ペティーさんが、今年で3度目となる絵画展を町文化会館で開催するために来町することにあわせ、絵画展を主催する成毛久則さん(第2)が、子どもたちに絵画に親しむを持つ機会と外国人と接することで国際的な視野や交流を学んで欲しいと、昨年に引き続き行われたものです。

この日の絵画教室には、小学生から高校生まで園生約20名が参加し、自らの手をデッサンしたり、自由に好きな絵を描くなどして、ペティーさんと絵画を通じた交流を図っていました。また、ペティーさんは、2度目の訪問となる同園の子

どもたちが明るく元気に育って欲しいと願いを込めて、自宅の庭に咲いていたピンク色のコロンバイン(別名セイヨウオダマキ)の花を描いた油絵を同園に寄贈。

子どもたち全員が「ありがとうございます。」と英語で感謝の気持ちを込めてお礼をすると、ペティーさんは、満面の意味を浮かべ、「また来年会いましょう。」と再会を子どもたちと約束していました。



▶絵画を寄贈したペティーさんと育成園の子どもたち

街角カメラ

📷 トピックス 📷

生徒たちの社会的自立と町民との交流を目的とした美深高等養護学校の生活窯業科2年生による焼き物即売会「春の市」が文化会館で行われました。会場に買い物客が訪れると、生徒たちは「いらっしやいませ！」と元気に呼び掛けていました。(3月16日)



商工会女性部などが美深小学校入学式にあわせて玄関前で新1年生に交通安全グッズなどを配布しました。同会女性部役員らは、今年の干支である犬の手作りマスコットをひとりづつランドセルに付け、児童の交通安全を願っていました。(4月6日)



手に職を持つ人たちが構成する美深技能建友会の奉仕作業が、美深小・中学校で行われました。同会は毎年、新学期前の春休み期間中に、無償で町内の小中学校を修繕する活動を実施。今年も、学校の壁や床が明るくきれいに生まれ変わりました。(3月26日)



世代を越えた交流の機会をつくろうと美深町青少年育成協議会主催の「ふれあいインドア・フェスタ」が文化会館で行われました。今年で3回目を迎えたオセロ大会では、子供から高齢者まで真剣になって勝敗を競い合い、異世代交流を深めていました。(3月19日)

自らの健康増進とボランティアなどの社会貢献活動を展開する「COMカレッジ110美深大学」(学生482人)の修了式が文化会館で行われました。修了証書を受け取った学生たちは、1年間の活動を振り返り、新たな目標に向かって気持ちを新たにしていました。(3月22日)

「おじゃまします！」



在宅介護

支援センターです！

地域福祉権利擁護事業とは？

「地域福祉権利擁護事業」とは《福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス・書類等の預かり》について、ご本人の相談を受けながらお手伝いし、地域で安心して生活できるようにサポートする福祉サービス（有料）のことです。

どんな人が対象なの？

高齢や障害により日常生活上の判断に不安のある在宅生活の方、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理が一人では難しいと思われる方が対象となります。ただし、「制度の内容を理解し契約ができること」が条件です。

成年後見制度との併用も可能ですか？

先月の広報誌でお伝えした『成年後見制度』と『地域福祉権利擁護事業』は、どちらも判断能力が低下した方々の生活を支えるための制度であり、単独で使ったり、併せて利用することが可能です。

例えば、「判断能力の低下がごく僅かで、抱える問題が福祉サービスの利用や日頃の生活費管理が中心」という場合は、「地域福祉権利擁護事業」の利用だけで済むかもしれません。しかし、判断能力の低下の度合いが大きかったり、日頃の生活費の問題だけでなく、大きな財産の管理やそれに伴う契約の問題まで含んでいる場合は、「成年後見制度」の利用を検討する必要があります。このように二つの制度の併用については、利用される方の「判断能力低下の程度」と「抱えている問題の内容」で決定します。詳細は、美深町社会福祉協議会等にご相談ください。

こんなサービスが受けられます!! ~ 地域福祉権利擁護事業 ~ (福祉サービス利用援助事業)



①福祉サービスの利用援助

生活支援員が訪問して、生活の困りごとや心配ごとのご相談を受けます

- 福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い
- 利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝い

②日常的金銭管理サービス

生活支援員が訪問して、銀行から生活費を払い戻すお手伝いや、生活費の使い方をアドバイスします。

- 公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝い



③書類等の預かり

定期預金通帳や年金証書など、大切な書類の預かり金融機関の貸金庫でお預かりします。

【地域福祉権利擁護事業についてのご相談は…】 美深町社会福祉協議会 TEL2・1944 4
または、上川地区地域福祉生活支援センター(上川合同庁舎内)TEL0166・49・2941(直通)
【この記事に関するお問い合わせは…】 在宅介護支援センター TEL9・2201



「あま〜い」
誘惑に「用心」

あなたは、糖分を取りすぎ
ていませんか？

体に必要な三大栄養素の
一つである炭水化物は私た
ちのエネルギー源となる大
切な栄養素です。

ご飯やめん類パン類、い
も・かぼちゃ、トウモロコ
シや果物などにも炭水化物
は含まれています。少量で
すが、野菜にも含まれてい
ます。ほとんどの食材に炭
水化物は含まれています。が、
必要な量は個人によって違
います。

今回は、その炭水化物以
外の糖類の基準量とお菓子
などに含まれる砂糖量につ
いてお話しします。
1日の糖類摂取の基準量

は、20歳以上は約20グラム
(糖尿病の方は10グラム)で
す。しかし、この20グラム
の中には、みりん、オリゴ
糖、砂糖などの調味料の他、
お菓子やジュースに含まれ
る砂糖も含まれています。
普段皆さんが食べている
お菓子には、砂糖が含まれ
ていますが、食品成分表示
には砂糖ではなく「炭水化
物」と表示されているもの
が多いので、砂糖量がどの
位入っているのかわからな
いようになっていきます。

別表 お菓子の砂糖量をみてみよう！



ケーキ 30g



だんご 1本8g



プリン 14g



大福もち 1コ10g



炭酸飲料 36g (340ml)



あめ 1ケ3g

… 1日の目安は 20g …

ン分泌が多くなり肥満や糖
尿病、高脂血症、高血圧な
どの生活習慣病をひき起こ
す原因となります。
疲れたときは甘い物が欲
しくなることがあります。が、
習慣的に食べ続けるのはよ
くありません。
あま〜い誘惑との戦いは
大変つらいですが、量を考
え、食べ過ぎや飲み過ぎに
注意しましょう。

■お問合せ先
役場住民生活課
保健福祉グループ
TEL 2・1611
(126、197)

年金窓口から

年金の繰り上げ、繰り下げ請求は慎重に

老齢基礎年金は本来65歳からの支給ですが、60歳以降なら希望により早めに受給することもできます(繰り上げ請求)。

また、受け取り開始を66歳以降に遅らせることもできます(繰り下げ請求)。

繰り上げ請求をすると年金額が月単位で0・5%づつ減額(年6%)され、繰り下げ請求をすると年金額が月単位で0・7%づつ増額(年0・4%)されます。

手続きは、ご自身が希望する年齢になったときに、市区町村役場の国民年金の窓口で裁定請求と同時に行うこととなります。

ただし、一度減額・増額された支給率は生涯変わりませんので、請求の際は、よく考えて手続きをしましょう。

詳しくは 役場年金窓口まで…

繰り上げ請求・繰り下げ請求 支給割合比較表

■昭和16年4月2日以降生まれの方は、下記の支給割合となります。

60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
70%	76%	82%	88%	94%	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%

月単位で0.5%づつ減額する繰り上げ請求

月単位で0.7%づつ増額する繰り下げ請求

■昭和16年4月1日以前生まれの方は、下記の支給割合となります。

60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
58%	65%	72%	80%	89%	100%	112%	126%	143%	164%	188%

住民生活課
生活環境
グループ
☎2-1611
内線121番

こちら警察署

美深警察署
☎ 2・1110

違法駐車を取り締まりが変わります

車両所有者等を対象とした放置違反金の制度が導入されます

放置車両違反が確認された車両について、運転者が反則金を納付しない場合などには、その車両の所有者などに対して、放置違反金（反則金と同額）の納付が命ぜられます。

さらに、放置違反納付命令を繰り返し受けた常習違反者には、一定期間、車両の使用制限が命令されます。

※法律上は、車両を使用する権原を有し、車両の運行を支配、管理する「車両の使用者」のこと



民間の駐車監視員が放置駐車違反の確認を行います

民間の駐車監視員が巡回し、放置車両違反の車両を確認した場合は、その車両に確認標章を取付けます。（確認標章の取付けは、警察官や交通監視員も行います。）

駐車監視員は、地域住民の意見・要望などを踏まえて策定・公表されたガイドラインの定める場所・時間帯を重点に活動します。

悪質・危険・迷惑な違反を重点に短時間の放置車両も取り締まります

1台1台の駐車は短時間でも、そのような駐車が横行すれば、交通の大きな妨げとなるほか事故の原因にもなります。そこで、放置駐車違反の車両については、

駐車時間の長短にかかわらず、確認標章を取り付けることとし、安全で円滑な交通の実現を図ります。

放置違反金を納付しないと車検が受けられなくなります

放置違反金を滞納して公安委員会から督促を受けた者は、滞納処分による強制徴収の対象となります。また、放置違反金が納付されなければ、車検手続きが完了できなくなります。

春の地域安全運動の実施

防犯協会と警察は、自治体や地域の皆さんと協働して、犯罪や事故などによる被害を未然に防止し、安全で安心して暮らせる地域社会をつくるために「春の地域安全運動」を実施します。期間中、皆様のご協力をお願いします。

運動の期間 5月11日(木)～5月20日(土)

消防署

だより



林野火災に注意しましょう

春先は空気が乾燥するため林野火災が発生しやすい時季です。

いったん発生すると市街地での火災と異なり、消防水利の不足や道路状況など地理的な条件から消火活動が非常に困難であり、焼損面積が隣接する市町村まで及ぶこともあります。

山火事注意!



発生原因は、たばこやたき火など人為的な火の不始末がほとんどです。

山で火を使用した場合は、完全に消火し、後始末を徹底しましょう。また、車からのたばこの投げ捨ては絶対にやめましょう。

住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅火災での逃げ遅れによる被害を抑止するため消防法が改正され、6月1日から新築住宅には火災警報器が必要となります。

また、既存の住宅にあって5年間の猶予期間を設けて平成23年6月1日から義務化となりました。

火災警報器を設置することで火災の発生をいち早く知り、大切な生命を守ることができます。さらに消防への通報も早期に行え、周囲への延焼拡大の防止にもつながりますので、猶予期間にこだわらず、早期に設置することをお勧めします。消防署では火災警報器についての質問を受け付けていますので、不明な点があれば、いつでもお問い合わせください。

美深消防署
TEL 2-11136

暮らしのお知らせ

このコーナーには、皆さんの暮らしに役立つ情報を掲載しています。くわしくはそれぞれの問合せ先へご連絡ください。

役場(代表)
☎2-1611

制度

4月1日から 児童手当が拡充されました

児童手当の支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳到達後最初の年度末まで)から、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末まで)に拡大され、あわせて所得制限が引き上げられました。

新たに児童手当を受ける保護者の皆さんについては、役場の窓口(公務員の方は勤務先)で認定請求の手続が必要になります。

なお、今回の制度改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。



こどもの日
(5月5日)

○平成18年度に小学校4年生の児童がいる世帯

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。

これまで児童手当を受給していない保護者の方で、受給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要になります。

○平成18年度に小学校5、6年生の児童がいる世帯

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

児童手当が6年生まで支給されます



平成18年度 所得制限限度額一覧表

扶養人数	所得限度額		【特例】厚生年金等加入者	
	改正前	改正後	改正前	改正後
0人	301万円	460万円	460万円	532万円
1人	339万円	498万円	498万円	570万円
2人	377万円	536万円	536万円	608万円
3人	415万円	574万円	574万円	646万円

以下扶養人数が1人増すごとに所得限度額は38万円増加

所得制限も緩和されました



○今まで所得制限により児童手当を受給していなかった世帯所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合があります。該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

「北海道国民保護計画」が策定されました

国民保護とは、外国から武力攻撃を受けた場合やテロなどが発生した場合に、国や北海道、市町村が、住民の生命・身体・財産を保護することをいいます。北海道では、万が一、こうした事態が発生した場合、住民の避難や救援、被害の最小化などを行うための「北海道国民保護計画」を本年1月に策定しました。

計画の内容については、道ホームページ(<http://www.perf.hokkaido.jp/soumu/sm-ksnji/index.htm>)か市町村に配布しておりますパンフレットをご覧ください。

■問合せ先

北海道総務部危機対策局
危機管理グループ TEL011・231・4111



広報誌「ほっかいどう」が生まれ変わります

これまでの冊子スタイルからタブロイド判に、発行回数は年2回から年6回(奇数月発行)に増える予定です。配布については、今後は新聞折込などにより、みなさんのご自宅へお届けします。

新聞を取られていない方などで、郵送を希望される方には個別で送付いたしますので、ご連絡ください。

新広報誌「ほっかいどう」第1号は5月1日発行予定。どうぞ、ご愛読ください。

■問合せ先

北海道知事政策部 知事室広報広聴課
広報グループ TEL011・204・5110



わがやの アイドル

近野 森汰 ちゃん

H17・4・22生、恩根内
父・剛さん 母・真奈美さん



○たくましく、元気に育ってください… (父・母)。

大河原 龍翔 ちゃん

H17・4・28生、第5
父・健一さん 母・亜希さん



○元気でたくましい子に育ってください… (父・母)。

**金婚式を迎える
ご夫婦は申し出を**
町では毎年結婚50年を迎えるご夫婦をお招きして祝宴の会を開催しています。

募 集

○必要な書類
・健康保険証の写し
・年金手帳の写し
・所得証明書または源泉徴収票(1月1日に住所が美深町以外にあった場合)
■問合せ先
役場住民生活課
保健福祉グループ
TEL 2・1611(内)125
○公務員の方は、勤務先の担当にお問合せください。

結婚50年を迎える
ご夫婦は申し出を…



今年該当されるご夫婦は
お申し出ください。
■該当者/本町に住所を有し、昭和32年12月31日以前に結婚された方で、今までに金婚の証記を受けていないご夫婦。
■申出期間
5月17日(水)まで
■申出・問合せ先
役場住民生活課
保健福祉グループ
TEL 2・1611(内)124

■申込み・問合せ先
美深町地域安全推進協議会事務局
(住民生活課生活環境グループ)
TEL 2・1611(内)122

■貸出条件
①美深町内在住の方
②1日につき1000円の利率がかかります。
希望の方は、お申し込みください。

チャイルドシートを
貸出しています

生 活

5月は軽自動車税の納期です
5月31日までに納めましょう

美深町

全国一斉「人権擁護の日」

特設相談所開設のお知らせ

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法の施行日の6月1日を入権擁護の日と定め全国一斉に特設相談所を開設します。人権に関する困りごとや心配ごとがありましたら気軽にご相談ください。

- 相談日時 6月1日(木) 10時~15時
- 会 場 文化会館COM100大会議室
- 相談員 美深地区人権擁護委員
田上史さん、宗形勝男さん
登坂紘子さん
- 問合せ先 名寄人権擁護委員協議会
(旭川地方法務局名寄支局内)
TEL 0 1 6 5 4 ・ 2 ・ 2 3 4 9

育児サークル募集中

乳幼児の育児サークルに保健センターの開放を行っています。育児サークルをつくりたい、遊びの場所を探している方など、気軽にご相談ください。



- 対 象 就学前のお子さん
と保護者の団体
- 日 時 毎週火曜日午前中
- 費 用 使用料は無料
- ※活動に必要な用具・文具等の購入には、年間1万円の助成があります。
- 問合せ先
役場住民生活課保健福祉グループ
TEL 2・1611(内)126・197

天塩川だより

和寒町
下川町
名寄市

「第21回三笠山夜桜まつり」
 ■と き／5月19日(金)
 ■と ころ／三笠山自然公園
 ■内 容／ライトアップされた夜桜を眺めながら、おいしいバーベキューが味わえ、飛び入りOKのカラオケ大会、和寒の特産品などが当たる抽選会など楽しい催しも行われますので、多くのおみなさんのお越しをお待ちしております。バーベキューの炭、網は無料で貸し出します。
 ■問合せ先／和寒町観光協会 TEL0165-32-2341
 和寒町役場産業振興課 TEL0165-32-2421

「万里長城祭」
 ■と き／5月21日(日)
 ■と ころ／下川町桜ヶ丘公園
 ■内 容／1986年から築城された巨大な城壁「万里長城」。当日は、クロスカントリー大会や春の息吹を満喫できる催しを用意して、皆さまのお越しをお待ちしています。
 ■問合せ先／NPO法人しもかわ観光協会
 TEL01655-4-2718

「河川敷パークゴルフ場がオープンします！」
 ■内 容／市内各場所にあるパークゴルフ場に先駆けて下記のパークゴルフ場がオープンします。ぜひお立寄り下さい。
 <名寄地区>天塩川PG、名寄川PG
 ～4月28日(金) 予定
 <風連地区>天塩川PG ～5月中旬予定
 ■問合せ先／名寄市役所維持管理センター管理係
 TEL01654-3-2111

このコーナーは、和寒町以北、7市町村からの話題を随時掲載しています。

4月の物価の動き

品目	単位	本月価格			前月価格 平均	変動 率	前年同月 価格平均
		最低	最高	平均			
玉ねぎ	100g	20.2	36.0	26.4	22.9	3.5	22.7
きゃべつ	100g	11.7	200.0	79.9	26.1	53.8	22.8
さんま	100g	32.6	60.0	50.5	58.4	-7.9	58.4
豚肉	肩肉100g	123.0	180.0	151.3	168.8	-17.5	146.8
砂糖	スズラン印 1kg詰	138.0	229.0	170.3	167.5	2.8	163.0
サラダ油	ポリ1.5ℓ	409.0	523.0	453.3	454.3	-1.0	486.0
鶏卵	中玉10個	158.0	168.0	161.3	168.0	-6.7	198.0
とうふ	1丁	68.0	92.0	79.0	85.5	-6.5	83.0
しょう油	キッコーマン 1.0ℓ	278.0	313.0	301.8	310.3	-8.5	310.3
灯油	配達1ℓ	82.0	82.0	82.0	82.0	0.0	64.3
ガソリン	レギュラー1ℓ	135.0	135.0	135.0	135.0	0.0	123.8

消費者モニター調 (単位:円)

事故防止

ヒグマによる 事故防止のために

美深町の野山では、多くの地域でヒグマが活動しています。
 ヒグマは山奥だけに生息しているのではなく、近郊の野山に入る場合であっても、常にヒグマに対する事故防止の意識をもつ必要があります。

- 事故を未然に防ぐために、次のことに注意しましょう。
- クマ出没注意看板のある場所への立ち入りは避けましょう
 - 単独行動は避け、集団での行動を心掛けましょう
 - 鈴を携行したり、笛を吹くなど人の存在をヒグマに知らせる工夫をしましょう
 - においが強い飲食物の持ち込みは避けましょう
 - ゴミは必ず持ち帰りましょう
- 問合せ先
 役場住民生活課生活環境グループ
 TEL 2・1611(内)141

知りたい・まちの施設

18年度 町内施設見学会

美深町では転勤や移住などで美深町に新しく転入された町民の方を対象とした町内施設見学会を開催します。
 お気軽にお申し込みください。



- 日時** 5月20日(土)
午前8時45分から午後1時
- 定員** 35人
- 参加料** 無料
- 申込〆切** 5月12日(金)まで
- 対象** 平成16年4月以降の転入者
今春学校を卒業した町内就職者
- 見学先** 文化会館COM100、在宅介護支援センター、びふかアイランドほか

■問合せ先 役場総務課企画グループ
 ■申込先 TEL 2-1611(内線164)